

国自貨第70号
令和3年11月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

今般の燃料価格の上昇に対する対応について

近年、国土交通省では、本省・地方運輸局等が一体となって、トラックドライバーの働き方改革のため、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を運営し、荷待ち対策・物流効率化に取り組むとともに、荷主と貨物自動車運送事業者の連携を育み、国民の物流事業に関する理解を増進する「ホワイト物流」推進運動を展開しているところである。

さらに、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のため、平成30年改正後の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき、令和2年4月24日付にて「標準的な運賃」を告示し、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受を下支えする環境整備に努めてきたところである。

こうした中、今般の燃料価格の上昇により、貨物自動車運送事業者の経営に影響を与える状況が生じていることから、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受について、いっそうの促進を図るため、新たに下記の対応を実施することとしたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

1. 適正な運賃收受のための荷主周知活動

適正な運賃收受については、従前より、荷主・荷主団体に対して、様々なチャンネルにより周知活動を行っているところであるが、今般の燃料価格の上昇を受けて、改めて、例えば、下記に掲げる場等を活用して、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しが行われるように、荷主・荷主団体に対する周知活動を行う。

- ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の地方協議会
- ・都道府県トラック協会等の会議等
- ・荷主団体や荷主への個別訪問
- ・民間団体が開催する物流に関連する会議やセミナー
- ・地方自治体等が開催する物流に関する会議等

2. 相談窓口の設置

運賃交渉力が十分に備わっていない貨物自動車運送事業者について、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しに関する相談が十分にできるよう、本省、地方運輸局、運輸支局に、新たに、今般の燃料価格の上昇に関する相談窓口を設置する。

3. 荷主への働きかけ等

荷主（元請を含む。）が貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表の対象とする。また、同法同条に基づき、当該行為を公正取引委員会に通知する。

上記1. 及び2. を活用して、こうした国土交通省の対応について、荷主・荷主団体や貨物自動車運送事業者に周知するとともに、運賃・料金の不当な据え置きに関する情報収集を積極的に行う。

対応策

○適正な運賃收受のための荷主周知活動

⇒「燃料費を含む適正な運賃の收受」という基本的考え方に基づき「標準的な運賃」や「燃料サーチャージ」の導入等により、燃料価格上昇分を反映した適正な運賃等への見直しを行うよう、荷主企業に理解と協力を呼びかけ。(荷主団体に文書により周知するとともに、各種協議会やセミナー等を通じて実施)

○相談窓口の設置

⇒トラック事業者が、燃料費の上昇分への運賃等への反映について相談ができるよう、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局に、全国で合計64の相談窓口を新たに設置。

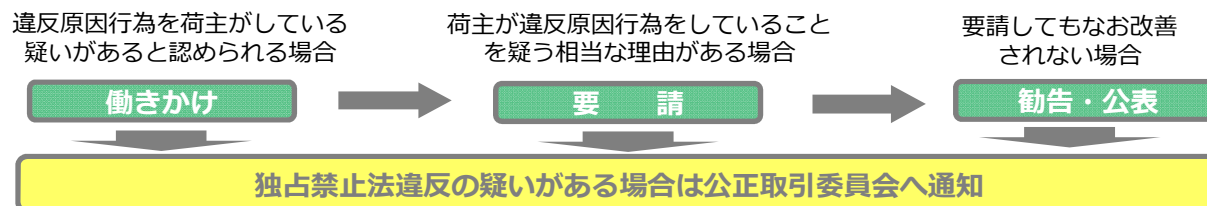
⇒国土交通省目安箱(web)にも意見募集の対象として燃料価格に関する事項を新たに明記

○荷主働きかけ等の法的な対応

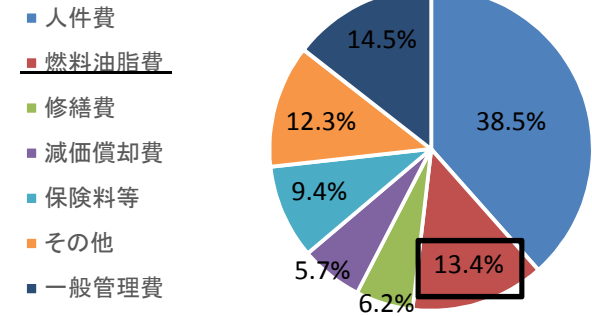
⇒燃料費の上昇分を運賃等に反映することを求めたにもかかわらず不当に据え置くことは、独占禁止法の違反(買いたたき)等になるおそれがあるとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国交省による荷主への働きかけや、要請、勧告・公表等の対象にすることとし、この点につき、関係省庁等と連携して対応。

⇒上記の荷主周知活動や相談窓口、目安箱を活用して、こうした国交省の対応を関係者に周知するとともに、不当な据え置きに関する情報収集を行う

＜貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけのフロー＞



＜営業費用に占める燃料費の割合＞



出典:全日本トラック協会「経営分析報告書」(令和元年度決算版)

＜相談窓口・目安箱(国交省HP)＞



令和3年(2021年)の燃料価格の上昇に対する対応について

● 令和3年(2021年)の燃料価格の上昇により、貨物自動車運送事業者の荷主の適正な運賃收受について、いっそうの促進を図るため、国土交通省で

1. 適正な運賃收受のための荷主周知活動

適正な運賃收受については、従前より、荷主・荷主団体に対して、様々な手受けて、改めて「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、荷主・荷主団体に対する周知活動を行います。

- [荷主団体あて周知文書](#)
- [運送委託者向けリーフレット](#)
- [標準的な運賃パンフレット](#)
- [燃料サーチャージガイドライン](#)

2. 相談窓口の設置

運賃交渉力が十分に備わっていない貨物自動車運送事業者について、燃費十分ができるよう、本省、地方運輸局、運輸支局に、新たに、今般の燃料価

相談窓口一覧 ← **相談窓口**

3. 荷主への働きかけ等

荷主(元請を含む。)が貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和120号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成17年法律第120号)に違反するおそれがあるとともに、当該行為を公正

輸送実態把握のための意見等の募集窓口 ← **目安箱**